

北海道旅客鉄道株式会社 公告第9号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和5年10月1日）

旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月20日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第27条第2項を次のとおり改める。

- 2 前項の規定は、第21条の2の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があつた場合に準用する。ただし、乗車券類発売機により発行する普通乗車券については表示を省略することがある。